

## 七八 平成一二年（仲）第一五号事件

○ 被申請人が答弁書及び今後反論はしないとの書面のみ提出し、審理に全く出席せずその他何らの書面及び証拠の提出もしいたため、申請人提出の証拠等により申請人の主張を認めた事例

申請人 請負人

被申請人 法人発注者

仲裁合意 四会連合協定・工事請負契約約款第三〇条に基づく別紙仲裁合意書

申請年月日 平成一二年三月一五日

## 事件の概要

申請人は、被申請人及び申請外A社を共同発注者とするマンション新築工事請負契約を締結し、工事を施工したが、被申請人が請負工事残代金の支払いを遅滞しているため、被申請人に対し工事残代金の支払いを求めた。

これに対し、被申請人は答弁書において、契約の無効を主張したが、その後の審理にも出席せず、その他何らの書面及び証拠の提出もなかった。

仲 裁 判 断

申 請 人 広 島 市

A 株 式 会 社

代 表 者 代 表 取 締 役

B

広 島 市

同 代 理 人 弁 護 士

C

広 島 市

同

D

被 申 請 人 広 島 市

株 式 会 社

E

代 表 者 代 表 取 締 役

F

上記当事者間の平成一一年(仲)第一五号事件について、中央建設工事紛争審査会は、次のとおり仲裁判断する。

主 文

1 被申請人は申請人に対し、金四七、六五五、一二三円及びこれに対する平成九年八月二八日から支払済みに至るまで年一四・六パーセントの割合による金員を支払え。

2 仲裁費用は各自の負担とする。

## 事 実

### 第1 申請人の主張

申請人は、主文第1項と同旨の仲裁判断を求め、その理由として次のとおり主張した。

#### 1 工事請負契約の成立

申請人は、被申請人及び申請外G株式会社（以下「G」という。）を共同発注者として、両者との間において平成八年五月一日、下記の工事請負契約を締結し、同工事を請け負った。

#### 記

工事名 ○○○マンション新築工事

工事場所 広島市

工期 平成八年五月一日から平成九年四月三〇日まで

請負代金 金五六九、七六八、〇〇〇円（消費税を含む）

遅延損害金の約定 年三六・五パーセント（四会連合協定 工事請負契約約款第二六条に基づく）

代金支払方法 完成引渡後三カ月以内に全額現金払

#### 2 仲裁合意の成立

前記1の工事請負契約において、申請人と被申請人ら共同発注者は、同工事請負契約について当事者間に紛争が生じたときは建設業法による中央建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する旨の仲裁合意書を締結した。

#### 3 工事の完成引渡

申請人は前記第1項の請負工事を平成九年五月二七日に完成し同日引き渡した。  
4 請負代金の支払

被申請人及び申請外Gは、平成九年七月三一日から平成一二年二月二九日まで合計金五二二、一一二、八七七円を支払ったが（内訳 被申請人の支払額金四二九、七六八円、申請外Gの支払額金五二二、六八三、一〇九円）、残代金四七、六五五、一二三円の支払いを遅滞している。

5 被申請人の後記主張については否認する。

よって、申請人は被申請人に対し請負工事代金残額として金四七、六五五、一二三円及びこれに対する完成引渡の三カ月後である平成九年八月二八日から支払済みに至るまで約定の範囲内で年一四・六パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める旨の仲裁判断を求めて本件申請をした。

## 第2 被申請人の主張と対応

被申請人は、審理期日に先立ち答弁書を提出し、それによると、申請の趣旨を争うこと、その理由として、申請人と申請外Gとの間で申請人主張の工事請負契約が締結された事実は認めるが、被申請人が発注者であったこととは異なる旨の記載がある。

つまり、被申請人は、本件請負契約に直接関与しておらず、申請人と申請外Gの双方から被申請人に対して、Gがマンション販売の実績が少ないのでマンション購入者に対する販売促進効果をあげるための信用補充として、実績のある被申請人の名義を事業主として借用したいとの要請があったことから、要請に応じ形式的に記名押印しただけであり、申請人と被申請人の本契約は通謀虚偽表示であり無効である旨主張し、契約書の発注者欄にGのみ記載されていること、及び記名押印欄にある被申請人には肩書きがないことから明らかであると主張し

た。

さらに、被申請人としては申請外Gの信用補充について協力したことの責任について、道義上民法における保証人程度の補充的な責任を負うことを考慮してもよいが、仮に保証人としての責任を認めても、申請人と申請外G間において、残債務について毎月一〇〇万円を返済する示談が成立しており、申請外Gには十分な支払い能力があるので、同社が支払い不能になるまで申請人には被申請人に対する請求権は発生しない旨主張した。

しかし、その後、被申請人は、本件第一回審理期日には欠席すること、また、今後反論はしないのでよろしく裁定を願う旨の書面を提出し、事実本件第一回審理期日には出頭しなかった。第二回審理期日についても、審査会から被申請人に対して適式の呼出の通知を発したにもかかわらず、何ら書面及び証拠の提出をしない。

### 第3 証拠

甲第一号証から甲第七号証まで

## 理 由

第3の証拠により、申請人主張の第1の事実を認めることができ、上記事実によれば申請人の請求は理由があると言わなければならない。

なお、仲裁手続の費用は各自に負担させるものとする。

よって本文のとおり判断する。

平成一二年八月二三日

仲 裁 委 員  
仲 裁 委 員  
仲 裁 委 員

高 木 佳 子  
井 上 孝 夫  
久 保 俊 行